

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	商業・サービス中小企業活性化税制			
税 目	所得税 法人税			
要 望 の 内 容	<p>次により、中小商業、サービス業の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度を創設する。</p> <p>（1）対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は中小法人</p> <p>（2）対象設備の要件：</p> <p>①建物附属設備 取得価額 1 台 60 万円以上</p> <p>②器具・備品 取得価額 1 台 30 万円以上</p> <p>（3）特別償却又は税額控除の選択適用</p> <p>特別償却：取得価格の 30%</p> <p>税額控除：取得価格の 7%</p>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲17,667 百万円 （一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。

(2) 施策の必要性

地域密着型の内需型産業であり、地域経済と雇用を支える中小商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下等に伴い売上げが減少している中で、大規模店との価格競争を余儀なくされ、厳しい経営環境に置かれており、リーマンショックや東日本大震災以後の業況の回復テンポも製造業に比して鈍いものとなっている。

こうした状況下において、消費税率の二段階の引上げは、価格転嫁の困難なことによる利益の減少や駆け込みの需要増と反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップ等により、中小商業・サービス業の経営体力に深刻な打撃を与え、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域の経済、雇用に大きな影響を与える可能性がある。

そのため、消費税率の二段階の引上げに備え、中小商業、サービス業の魅力の向上や業務改善に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図ることが必要である。

（参考）

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）

・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

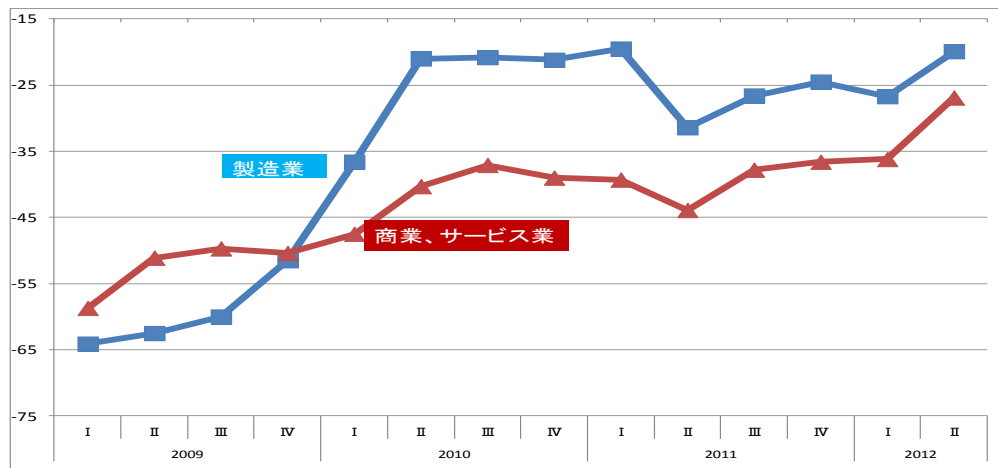
○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況（中間整理）」（平成 24 年 5 月 31 日）

・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」（平成 24 年 5 月 14 日）

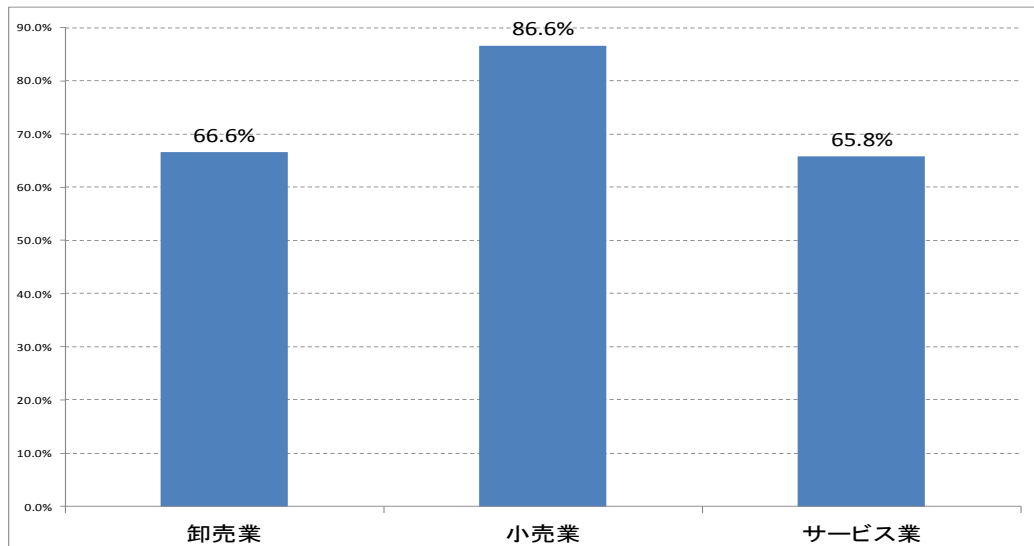
・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討すべき。

中小製造業、非製造業の業況判断D I の推移



(出典) (独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

消費税率引上げにより業績に悪影響と回答した企業の割合



(出典) 帝国データバンク「消費税率引き上げに対する企業の意識調査」(2012)

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		政策の達成目標	中小商業、サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化、向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年度より 3 年間

	同上の期間中の達成目標	政策目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用事業者数)</p> <p>平成 25 年度 23,819 社</p> <p>平成 26 年度 24,772 社</p> <p>平成 27 年度 25,763 社</p> <p>(減収額)</p> <p>平成 25 年度 176.7 億円</p> <p>平成 26 年度 177.4 億円</p> <p>平成 27 年度 178.1 億円</p> <p>(経済産業省試算)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新や新商品、新サービスの提供等に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある。</p> <p>そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における魅力向上や業務改善等に資する投資を促進することつながり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置の対象は、景況の回復テンポが製造業に比べて鈍く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小商業・サービス業に限定しており、国民の納得できる必要最小減の特例措置となっている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—